

# 滝川市飲食店応援プレミアムチケット発行事業 規約

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 チケットの販売（第8条—第11条）
- 第3章 チケットの利用（第12条—第18条）
- 第4章 参加店（第19条—第27条）
- 第5章 雑則（第28条—第30条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規約は、滝川市飲食店応援プレミアムチケット発行事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行うプレミアムチケット（以下「チケット」という。）事業について、必要な手続き、運営方法、その他の事項を定める。

### （目的）

第2条 実行委員会は、エネルギー・食料品価格の物価高騰等の影響などを踏まえ、市内における消費の回復及び拡大を図り、市内飲食業者を支援することを目的とする。

### （実施主体）

第3条 チケット事業の運営及び管理等は、実行委員会が行うものとする。

### （実施期間）

第4条 チケット事業の実施期間は、実行委員会の設立日から解散日までの間とする。

### （発行総額）

第5条 チケットの発行総額は、60,000千円とする。

2 発行総額のうち、販売総額は50,000千円とし、その販売総額の20パーセントにあたる10,000千円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

### （チケットの名称及び種類等）

第6条 チケットの名称は「滝川市飲食店応援プレミアムチケット」とし、販売内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）滝川市内飲食店で全ての支払いに利用できる。
- （2）額面1,000円券を12枚綴りとして10,000円で販売する。

### （券面表示事項）

第7条 チケットに次の各号に掲げる事項を記載する。

- （1）発行団体及びその所在地
- （2）利用可能な金額、期間
- （3）利用にあたっての制限
- （4）偽造防止のための通し番号

- (5) つり銭の対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 規約の存在

## 第2章 チケットの販売

(購入対象者)

第8条 チケットの購入対象者は、滝川市民とする。

(販売限度額)

第9条 チケットの購入者一人当たりの販売数は5冊(額面50千円)までとする。

(販売期間及び場所)

第10条 チケットの販売期間及び場所については、実行委員会が別途定めるものとし、次条に規定する周知方法によるものとする。

(販売周知)

第11条 販売の周知方法は次の各号に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 滝川商工会議所ホームページ
- (2) 滝川市広報紙
- (3) 新聞折込みチラシ配布
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が別途定める方法

## 第3章 チケットの利用

(利用期間)

第12条 チケットの利用期間は、令和6年2月4日から令和6年6月30日までの間とする。

(利用限度額)

第13条 1回の支払いに利用するチケットの利用限度額は設定しないものとする。

(利用事業所)

第14条 チケットを利用できる事業所(以下「参加店」という。)は、第21条の規定により登録をされた事業所とする。

(利用制限)

第15条 チケットは、参加店の飲食代の支払いに利用できる。

2 チケットは、次の各号に掲げるものについての利用はできないものとする。

- (1) チケットを現金化すること
- (2) 参加店自らの事業上取引(商品仕入等)

(つり銭等)

第16条 参加券の額面に満たない利用のときのつり銭は、支払わないものとする。

2 参加店が独自に実施するポイント、スタンプ事業に係るポイント等の付与は、参加店の判断に委ねるものとする。

(紛失等の責務)

第17条 購入したチケットの盗難、紛失、滅失については、購入者の責務とする。

(不正利用の損害)

第18条 チケットの偽造等の不正利用によりチケット事業に損失を与えたときは、不正利用者が損害金の全部を申し受けるものとする。

#### 第4章 参加店

(参加資格)

第19条 参加店は、滝川市内に店舗又は事務所を有する飲食店事業者のうち、チケット事業に参加を希望する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本産業分類「大分類」M;宿泊業・飲食サービス業に該当すること。

ただし、宿泊業はレストランのみで使用可

(2) 1号に該当する事業所のうち、次の対象業種を除く。

・イートインコーナー、テイクアウト・デリバリー専門店、飲食業以外で飲食提供スペースのある店舗

(3) 1号に該当する事業所のうち、資本金1億円以上の事業所は除く。

(募集方法)

第20条 参加店の募集及び周知方法は、実行委員会が別途定めるものとする。

(登録手続き)

第21条 登録手続きを希望する事業者は、申込期限までに「参加申込書」を実行委員会に申請し承認を受けるものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による参加申込申請があったときは、申請者が登録資格を有するものであることを確認及び承認の上、参加店ポスター及び参加店証を交付するものとする。

(換金期間)

第22条 参加店が利用者から受け取ったチケットの換金期間は、令和6年2月4日から令和6年7月31日までの間とし、換金期間を経過したチケットは無効とする。

(換金方法)

第23条 参加店が利用者から受け取ったチケットの換金方法は、滝川商工会議所、江部乙商工会に参加店証を提示、使用済チケット・印鑑を持参し換金請求するものとする。

2 滝川商工会議所、江部乙商工会は、参加店証を確認、使用済チケットと請求額を照合、所定の換金手数料を控除し現金と交換するものとする。

ただし、参加店が銀行口座等に振込を希望する場合の手数料は、参加店の負担とする。

3 実行委員会は、換金をする場合、次表の参加店の区分に応じた手数料を徴するものとする。

| 区 分                  | 手 数 料       |
|----------------------|-------------|
| (1) 滝川商工会議所、江部乙商工会会員 | 無 料         |
| (2) 資本金 1 千万円未満の事業所  | 換金総額の 2.0 % |
| (3) 資本金 1 千万円以上の事業所  | 換金総額の 5.0 % |

(参加店の責務)

第24条 参加店は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 参加店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示するなど、参加店であることを利用者に周知すること。
- (2) 利用者から受け取ったチケットには、事業所印を押印すること。
- (3) 他事業所の押印のあるチケットは受け取りを拒否すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに実行委員会事務局に申し出ること。
- (5) チケットの交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- (6) 参加店が実行委員会からチケットを購入したときの直接換金は禁止する。
- (7) この規約及び実行委員会からの指示を遵守する。

(参加店資格の喪失等)

第25条 実行委員会は、前条各号に掲げる事項に違約する行為が認められた場合、換金の拒否、参加店の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

(紛失等の責務)

第26条 参加店が利用者から受け取ったチケットの盗難、紛失、滅失により損害を被ったときは、当該損害は参加店の責務とする。

(届け出事項の変更)

第27条 参加店は、参加手続きの際に申し出た内容に変更が生じたときは、速やかに実行委員会事務局に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

(実行委員会の責務等)

第28条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) チケットの売上金は、換金のために使用すること。
- (2) チケットの発行、回収及び在庫枚数等を記載した記録を残すこと。
- (3) チケットの保管管理は、特に厳重に行い、未販売のチケットは金庫等に保管すること。
- (4) チケットの盗難、紛失が発生したときは、速やかに実行委員長にその事実を報告するとともに参加店にチケット番号を通知すること。
- (5) 実行委員会の過失によるチケット券の盗難、紛失による損害は、実行委員会の責務とし、損害を補てんするものとする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、商品券事業に必要な運営管理を行うこと。

(問い合わせ先)

第29条 チケット事業についての問い合わせ先は次のとおりとする。

団体名 滝川市飲食店応援プレミアムチケット発行事業実行委員会

住所 滝川市大町1丁目8番1号 滝川商工会議所内

電話番号 0125-22-4341

(その他)

第30条 この規約に定めるもののほか、チケット事業の実施に伴い必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年12月22日から施行する。